

(案)

吹田市社会福祉審議会規則現行・改正案対照表（一部抜粋）

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
○吹田市社会福祉審議会規則 令和2年3月31日規則第29号 改正 令和3年1月12日規則第1号 吹田市社会福祉審議会規則 -----略----- (審議会の組織) 第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。 -----略----- (全体会) 第5条 審議会の会議（以下「全体会」という。）は、 <u>委員長、副委員長、専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員</u> をもって構成する。 -----略----- (専門分科会) 第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。 <u>(1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項</u> -----略-----	○吹田市社会福祉審議会規則 令和2年3月31日規則第29号 改正 令和3年1月12日規則第1号 令和7年●月●日規則第●号 吹田市社会福祉審議会規則 -----略----- (審議会の組織) 第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。 -----略----- (全体会) 第5条 審議会の会議（以下「全体会」という。）は、 <u>委員</u> をもって構成する。 <u>2 全体会で、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項を調査・審議する。</u> -----略----- (専門分科会) 第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。 <u>(削除)</u> -----略-----

(案)

現 行	改 正 案
(専門分科会の組織) 第7条 専門分科会は、次に定める委員等で組織する。 -----略----- <u>(4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等10人以内</u> -----略----- (専門分科会の会議) 第9条 -----略----- 2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。 -----略----- (部会) 第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。 -----略----- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。 -----略-----	(専門分科会の組織) 第7条 専門分科会は、次に定める委員等で組織する。 -----略----- <u>(削除)</u> -----略----- (専門分科会の会議) 第9条 -----略----- 2 <u>全体会及び</u>第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。 -----略----- (部会) 第11条 審議会は、必要に応じ、<u>全体会及び</u>専門分科会に部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員等は、<u>全体会及び</u>身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。 -----略----- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を<u>全体会又は</u>専門分科会に報告する。 -----略-----